

那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書に 対する環境大臣意見

那覇空港滑走路増設事業（以下「本事業」という。）は、将来の需要への適切な対応、沖縄県の持続的振興発展への寄与、将来にわたる国内外航空ネットワークにおける拠点性の発揮を目的とし、那覇空港の現行滑走路の西側 1,310m の沖において、約 160ha の公有水面を埋め立て 2,700m の滑走路を増設するものである。

本事業は、平成 15 年から検討が開始されており、構想段階や施設計画段階等の段階においてパブリックインボルブメントを実施することにより、広く住民の意見を聴きながら事業の実施や滑走路の位置の検討が行われた。

本事業が実施されるべき区域及び埋立区域の位置（以下「事業実施区域」という。）は、沖縄本島南部における最大規模の海草藻場であるとともに、事業実施区域と現滑走路に挟まれる大嶺岬周辺沿岸や具志干潟は、環境省の「日本の重要湿地 500」に選定されている。このため、事業実施区域及びその周辺への環境影響ができる限り回避・低減されるよう、次の措置を適切に講ずるとともに、その旨又は予測・評価若しくは検討結果について評価書に記載すること。

1. 連絡誘導路の通水路部について

連絡誘導路の通水路部については、通水路部等の断面通過流量、海水交換の程度、水質等の観点及び工期・工費の観点から検討し、10m 幅のボックスカルバートを設置する案が採用されている。しかしながら、当該案は、他の通水路案と比較して通過流量が少なく、海水交換の速度が遅い案であるとともに事業実施区域周辺の海域生物の移動といった海域生物への影響が比較検討されていないなど、その選定理由について環境保全の観点からの説明が十分でない。

このため、本連絡誘導路の通水路部について、表層から底層までの通過流量を最大化するとともに、周辺海域における環境保全の観点から最善のものとなるよう検討を行い、構造を決定すること。また、その構造の決定理由について検証し、十分な説明を行うこと。

2. 潮流・底質について

(1) 瀬長島から大嶺崎と埋立区域に囲まれた閉鎖性海域（以下「閉鎖性海域」という。）に残存する砂質干潟は、新滑走路の位置の検討に当たって残置することとした生態系であり、将来にわたってその生態系が保全される必要がある。また、潮流・底質は、変化を元に戻すための対策に乏しく、不可逆的な変化となるおそれがある。

しかしながら、閉鎖性海域の底質の粒径組成については、波浪の影響及び潮流の影響について個々に予測が行われ、波浪の変化によって細粒化、潮流の変化によっ

て粗粒化するとしており、長期的視点から閉鎖性海域内の底質がどのように変化するか明確ではない。

このため、波浪及び潮流の影響を総合した底質への影響について、慎重に予測・評価を行い、砂質干潟の環境及び水質の維持を考慮し、所要の措置を検討すること。

- (2) 海域生物・海域生態系の項目の中で、水質・底質及び潮流について、事後調査を実施するとしているが、閉鎖性海域の中で流速が増し粗粒化すると予測されている大嶺崎の南側及び現在砂質干潟となっている閉鎖性海域の東側においても、事後調査を実施すること。また、事後調査結果及び専門家等の意見を踏まえて、閉鎖性海域について砂質干潟の底質環境及び水質の維持に努めること。

3. 海草藻場及びカサノリ類の順応的管理について

事業実施区域に存在する藻場は、沖縄本島南部において最大の藻場とされており、その重要性は高く、事業実施区域周辺に残る藻場については、埋立地の存在により藻場が消失することも念頭に置いて保全される必要がある。

閉鎖性海域内の海草藻場及びカサノリ類については、底質が安定し、生育環境が向上すると予測し、これを前提とした順応的管理を行うとしているが、底質の予測は不確実性があり、海草藻場やカサノリ類の生育に適した底質状態にならないおそれと考えられる。

このため、海草藻場及びカサノリ類の順応的管理については、事業開始前に環境監視委員会（仮称）等において専門家の意見を聴取するとともに、埋立地の存在による消失面積を念頭に残存する海草藻場やカサノリ類について順応的管理の目標を設定した上で、計画の検討、モニタリング及びその結果を踏まえた計画の再検討等を行うこと。また、計画の検討に当たっては、必要に応じて移植の実施についても検討すること。

4. サンゴ類及びクビレミドロの移植について

サンゴ類及びクビレミドロの移植については、環境監視委員会（仮称）において、専門家の意見を踏まえつつ、目標を設定した上で移植を行うこと。また、移植後は、環境監視委員会（仮称）等において専門家の意見を踏まえた上で、適切な対策を講じること。

5. 事後調査について

海域生物・海域生態系に関する事後調査として実施する閉鎖性海域の環境やサンゴ類等の移植に関する調査は、沖縄県知事や環境監視委員会（仮称）等の意見を踏まえ、あらかじめ期限を定めずに実施すること。

6. 航空機騒音について

環境保全措置である航空機の運航方法について、新滑走路を利用した方が騒音の

影響が軽減されることから、できる限り新滑走路を利用することに留意しつつ、地元自治体の環境部局を含む関係者と連絡調整することにより、できる限り騒音の低減に努めること。

7. 埋立用材及び緑化資材について

島嶼部の生物については、同種であっても島ごとに遺伝子レベルに違いがある可能性があり、島外からの生物の移入は、遺伝子レベルの生物多様性に攪乱を生じさせるおそれがある。このため、埋立用材及び緑化資材については、島嶼部特有の生物多様性の保全に十分配慮すること。

8. 温室効果ガスについて

工事車両から排出する温室効果ガスについて定量的に予測された優良な事例があるので、できる限り効果を検証するとともに、運転者の普及啓発に努めること。

また、次期那覇空港環境計画の策定にあたっては、今後策定される国の地球温暖化対策の計画・目標との整合性に配慮して、温室効果ガス排出削減に関する目標を設定すること。

9. 環境監視委員会について

今後設置される環境監視委員会（仮称）における議論については、適切な方法で公開し、地域住民等からの意見の聴取にも努めつつ行うこと。